



電気自動車等購入支援補助金を創設

脱炭素化に取り組む事業者を支援

豊中市は、営業用として新たに電気自動車等を導入する市内事業者に、1台当たり20万円を補助します。電気自動車等の普及促進を図ることで、温室効果ガスの排出の少ない社会をめざします。

電気自動車等購入支援補助金の概要

補助対象自動車	新たに購入した次のいずれかの自動車で、令和5年4月1日(土)から令和6年2月29日(木)までに初度登録されたもの ・電気自動車 ・プラグインハイブリッド自動車 ・燃料電池自動車
補助対象者	次の全てに該当する事業者 ・豊中市内に事務所または事業所を有すること。 ・自社営業用として主として市内で事業の用に供するために購入すること。 ・購入する電気自動車等について使用の本拠が豊中市内にあること。
補助金額	1台当たり20万円
申込受付期間	令和5年5月9日(火)から令和6年2月29日(木) ※予算の上限に達し次第終了

詳細はこちら

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/hojo_joseikin/kankyo_hojyo_jyosei/ev_car.html

【報道機関からの問い合わせ先】

環境部 ゼロカーボンシティ推進課

担当：盛村・高木

TEL: 06-6858-2128

E-mail: chikyu@city.toyonaka.osaka.jp